

障がい者雇用をお考えの事業主の皆さまへ！



# 障がい者委託訓練のご案内

障がい者委託訓練とは、就職や雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図るため、徳島県が障がい者の様態に応じた公共職業訓練を、地域の企業、民間教育訓練機関等に委託して実施するものです。

訓練を通し、知識・技能の習得を図ることにより、就職の促進と雇用の継続が期待できるため、障がい者雇用をお考えの企業等にとって大変有効な制度です。

お気軽に、徳島県産業人材育成センターまでお問い合わせください。

## 訓練対象者

ハローワークに求職申込をし、受講あっせんを受けた障がい者等

## 訓練コースの概要

訓練コース	概要	期間・時間等	受講者 1 人当たりの委託料（税抜き）
知識・技能習得訓練コース	委託先：民間教育訓練機関、障がい者に対する支援実績のある社会福祉法人等、障がい者を支援する目的で設立されたNPO法人等 目的：就職の促進に資する知識・技能の習得	・原則 3 か月以内、必要に応じて最長 6 か月 ・月当たり標準 100 時間、下限 80 時間 ・受講者の特性により、期間・時間を弾力化して実施可能	原則、月額 6 万円を上限とする 
実践能力取得訓練コース	委託先：企業等 目的：事業所現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上 	・原則 3 か月以内 ・月当たり標準 100 時間、下限 60 時間 ・受講者の特性により、期間・時間を弾力化して実施可能	原則、 ・中小企業は月額 9 万円 ・中小企業以外は月額 6 万円を上限とする
eラーニングコース	委託先：eラーニングのノウハウがある在宅就業支援団体等の機関 目的：雇用・就業の促進に資するIT技能等の習得を図ること	・原則 3 か月以上、6 か月を上限 ・月当たり標準 100 時間、下限 80 時間	原則、月額 6 万円を上限とする
特別支援学校早期訓練コース	訓練対象者：特別支援学校高等部等に在籍する生徒のうち、10 月時点で就職先が内定しておらず、翌年 3 月に卒業予定の就職希望者 委託先：企業等 目的：就職に向けた職業能力の開発・向上 	・原則 3 か月以内 ・月当たり標準 100 時間、下限 60 時間 ・受講者の特性により、期間・時間を弾力化して実施可能	原則、月額 9 万円を上限とする

(注) 委託料は、出席状況等により減額される場合があります。

徳島県産業人材育成センター 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
TEL 088-621-2353 FAX 088-621-2852